

貸金庫規定新旧対比表（2026年4月）

(赤字下線部が改訂箇所)

現 行	改 訂 後
<p>第1条 (格納品の範囲)</p> <p>(1)～(2)</p> <p><中略></p> <p>(新規追加)</p>	<p>第1条 (格納品の範囲)</p> <p>(1)～(2)</p> <p><中略></p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p class="list-item-l1">① <u>現金その他のマネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p class="list-item-l1">② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p>第2条 (利用目的の確認)</p> <p class="list-item-l1">(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等の不正利用防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p>
<p>第<u>2</u>条 (契約期間)</p> <p><中略></p> <p>第<u>3</u>条 (使用料)</p> <p><中略></p> <p>第<u>4</u>条 (鍵の保管)</p> <p><中略></p> <p>第<u>5</u>条 (貸金庫の開閉等)</p>	<p>第<u>3</u>条 (契約期間)</p> <p><中略></p> <p>第<u>4</u>条 (使用料)</p> <p><中略></p> <p>第<u>5</u>条 (鍵の保管)</p> <p><中略></p> <p>第<u>6</u>条 (貸金庫の開閉等)</p>

第6条（届出事項の変更等）

<中略>

第7条（ご利用カード、鍵の喪失時等の取扱い）

<中略>

第8条（暗証照合、印鑑照合等）

<中略>

第9条（損害の負担等）

<中略>

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第11条（解約等）

(1) この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合正鍵、ご利用カード及び届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

第7条（届出事項の変更等）

<中略>

第8条（ご利用カード、鍵の喪失時等の取扱い）

<中略>

第9条（暗証照合、印鑑照合等）

<中略>

第10条（損害の負担等）

<中略>

第11条（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第12条（解約等）

(1) この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合正鍵、ご利用カード及び届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、ご利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

(新規追加)

(3) <中略>

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) <中略>

第12条（貸金庫の修繕、移転等）

<中略>

- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
- ⑨ マネー・ローニング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローニング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき

(3) <中略>

(4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項、第2項または第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求める能够であるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) <中略>

第13条（貸金庫の修繕、移転等）

<中略>

第13条（緊急措置）

<中略>

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

<中略>

第15条（保証人）

<中略>

第16条（規定の変更）

<以下略>

第14条（緊急措置）

<中略>

第15条（譲渡、転貸等の禁止）

<中略>

第16条（保証人）

<中略>

第17条（規定の変更）

<以下略>